



—令和2年度—

総会資料

(書面開催)

世界連邦宣言自治体全国協議会

資 料 内 容

<議 案>

- | | |
|---------|---------------------|
| 第 1 号議案 | 令和元年度事業報告 |
| 第 2 号議案 | 令和元年度収支決算報告及び会計監査報告 |
| 第 3 号議案 | 令和 2 年度事業計画（案） |
| 第 4 号議案 | 令和 2 年度収支予算（案） |

<参考資料>

- 役員名簿
- 加盟自治体一覧
- 総会開催状況
- 協議会規約

第1号議案

令和元年度事業報告

1 情報・資料の提供

当協議会の活動などを紹介する自治体協新聞『いま、一つの世界を』を発行、世界連邦運動協会発行の機関誌『世界連邦Newsletter』とともに、加盟自治体に配布するなど、情報提供に努めた。

2 啓発リーフレットの配布・ホームページの管理運営

啓発リーフレットの活用や当協議会ホームページの管理運営などにより、世界連邦思想の普及や世界連邦都市宣言の意義の周知、当協議会の活動の啓発に努めた。

また、加盟自治体や世界連邦運動協会、平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会のホームページとのリンクにより情報共有や連携を図った。

3 関連事業の後援

世界連邦思想の普及を目的に、世界連邦運動協会主催の「第48回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」を後援した。

ポスター 応募1,505点(100校) 入賞17点

作文 応募 699点(51校) 入賞17点

4 世界連邦推進事業交付金制度の運用

加盟自治体等が実施する世界連邦・平和関係事業に世界連邦推進事業基金から資金提供する交付金制度を、以下の事業に適用した。

綾部市「中東和平プロジェクトin綾部」 補助額 4,434,794円

5 会議の開催等

理事会及び総会

開催日 令和元年8月23日(金)

場 所 成田市文化芸術センター(千葉県成田市)

内 容 ① 平成30年度事業報告・収支決算報告及び会計監査報告
② 令和元年度事業計画・収支予算
③ 規約改正
④ 役員改選

研修会

講師：成田赤十字病院 国際診療科・部長、国際救援部開設準備室・室長
外科医師 浅香 朋美(あさか ともみ)様

演題 「世界にやさしい病院をめざして～成田赤十字病院の国際活動～」

6 世界平和と難民救済のための自治体職員 1 人 1 0 0 円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、全国の自治体職員に協力を呼びかけて 1 人 1 0 0 円募金を実施した。

- ・募金自治体数 1 5 3 自治体
- ・募金総額 4, 9 7 1, 9 4 7 円

募金は国連 U N H C R 協会と日本ユニセフ協会に寄託したほか、世界連邦推進事業基金に積み立てた。

7 関係団体との連携促進

国内の世界連邦関係団体との連携を密にし、世界連邦思想の普及啓発に努めた。

- ・「第 3 5 回世界連邦日本大会 2 0 1 9 i n 東京」への参画
開催日 令和元年 5 月 2 6 日（日）
場 所 J I C A 地球ひろば・国際会議場（東京都新宿区）
主 催 世界連邦推進日本協議会
- ・世界連邦運動協会理事会・執行理事会等への参加

第2号議案

令和元年度収支決算報告

(自) 平成31年4月 1日

(至) 令和 2年3月31日

収 入 総 額 5, 9 7 0, 3 1 6 円

支 出 総 額 5, 7 2 3, 9 4 2 円

差 引 2 4 6, 3 7 4 円

差引残額は翌年度へ繰り越します。

上記のとおり決算いたしました。

令和2年3月31日

世界連邦宣言自治体全国協議会

会長 綾部市長 山 崎 善 也

令和元年度収支決算

■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
負担金	787,000	744,000	△ 43,000	2県、37市区、13町 計52自治体
繰越金	335,673	335,673	0	前年度から
繰入金	5,400,000	4,890,635	△ 509,365	世界連邦推進事業基金
雑収入	327	8	△ 319	預金利子
合計	6,523,000	5,970,316	△ 552,684	

■支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
事務消耗品費	20,000	17,538	△ 2,462	事務用品
通信費	60,000	34,489	△ 25,511	郵便料
事業費	5,400,000	4,890,635	△ 509,365	世界連邦推進事業交付金 募金等事務経費
会議費	400,000	317,640	△ 82,360	理事会・総会関係経費
旅費・交通費	200,000	200,360	360	事務局旅費
情宣費	320,000	163,280	△ 156,720	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営
負担金	120,000	100,000	△ 20,000	世界連邦日本大会
予備費	3,000	0	△ 3,000	
合計	6,523,000	5,723,942	△ 799,058	
差引	0	246,374	246,374	次年度繰越

世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末現在高
9,368,169	4,433,680	4,890,635	8,911,214

当年度積立 4,433,641円 世界平和・難民救済募金から
39円 預金利子

当年度取崩 455,841円 世界平和・難民救済募金等の事務経費に充当
4,434,794円 世界連邦推進事業交付金に充当

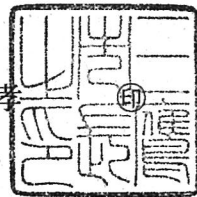
監 査 報 告 書

世界連邦宣言自治体全国協議会の令和元年度会計の監査を行い、関係書類（収入・支出帳票類等）の閲覧・照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

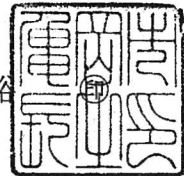
令和2年 5 月 19 日

監事 三鷹市長 河 村



令和2年 5 月 26 日

監事 亀岡市長 桂 川 孝 裕



「世界平和と難民救済のための自治体職員１人１００円募金」
令和元年度収支決算書

収入	募 金 総 額	4, 9 7 1, 9 4 7 円
----	---------	-------------------

支出	払込手数料（募金）	3 7, 8 8 9 円
	〃 （寄託）	4 1 7 円
	合 計	3 8, 3 0 6 円

差引		4, 9 3 3, 6 4 1 円
----	--	-------------------

寄託・積立

国連UNHCR協会	2 5 0, 0 0 0 円
日本ユニセフ協会	2 5 0, 0 0 0 円
世界連邦推進事業基金	4, 4 3 3, 6 4 1 円
合 計	4, 9 3 3, 6 4 1 円

世界平和・難民救済募金（令和元年度）集計

都道府県	自治体名	分類	募金額	都道府県	自治体名	分類	募金額	都道府県	自治体名	分類	募金額
北海道	別海	町	34,894	長野県	上松	町	7,231	広島県	府中	町	12,466
	稚内	市	43,591		南箕輪	村	16,668		大竹	市	24,939
	新得	町	15,200		野沢温泉	村	5,822	山口県	山口	県	1,500
	芦別	市	400		木島平	村	6,600	徳島県	鳴門	市	4,952
	鶴居	村	5,795		諏訪	市	1,273		神山	町	6,779
	鷹栖	町	1,569		王滝	村	2,775		美馬	市	1,840
青森県	平内	町	3,020	静岡県	藤枝	市	49,200	香川県	東かがわ	市	25,420
岩手県	野田	村	1,500		焼津	市	70,189		丸亀	市	80,898
宮城県	利府	町	23,031	愛知県	扶桑	町	9,819	愛媛県	愛媛	県	1,200
	南三陸	町	15,902	三重県	御浜	町	1,500		新居浜	市	84,209
秋田県	藤里	町	6,218	滋賀県	彦根	市	46,417		松山	市	157,300
	羽後	町	5,200		甲賀	市	3,345		八幡浜	市	31,442
山形県	天童	市	38,863	京都府	京都	府	221,921		四国中央	市	77,000
福島県	福島	県	1,052		福知山	市	80,100		伊予	市	32,340
	桑折	町	13,440		舞鶴	市	47,300	福岡県	福岡	県	1,900
茨城県	那珂	市	37,515		綾部	市	33,676		芦屋	町	15,893
	東海	村	23,646		亀岡	市	79,959	佐賀県	多久	市	13,502
	大洗	町	18,915		宇治	市	66,138		唐津	市	500
栃木県	栃木	県	600		与謝野	町	16,125	長崎県	佐々	町	8,700
	上三川	町	18,368		伊根	町	8,223		時津	町	13,765
群馬県	沼田	市	35,157		木津川	市	31,133		西海	市	34,276
埼玉県	小鹿野	町	28,176		八幡	市	49,445		佐世保	市	600
	春日部	市	101,725		南丹	市	9,600		五島	市	64,097
千葉県	成田	市	127,300		長岡京	市	46,295	熊本県	御船	町	1,600
	白井	市	7,600		向日	市	29,610		錦	町	4,500
	山武	市	10,100		宮津	市	14,565		南小国	町	11,016
	佐倉	市	1,400		久御山	町	22,613		南阿蘇	村	13,246
	君津	市	20,765		大山崎	町	5,610		小国	町	12,300
	多古	町	1,100	兵庫県	兵庫	県	150,039		玉名	市	38,115
	大多喜	町	9,551		朝来	市	34,757		山都	町	17,520
				奈良県	桜井	市	11,744	大分県	別府	市	952
東京都	文京	区	88,726		三宅	町	700		九重	町	14,500
	福生	市	34,888	和歌山県	和歌山	県	1,900	宮崎県	日向	市	40,773
	武蔵野	市	58,467		高野	町	17,561		都城	市	18,400
	千代田	区	89,506		かつらぎ	町	17,071		高原	町	11,456
	青梅	市	60,225		有田	市	38,626		日之影	町	9,505
	瑞穂	町	22,726		田辺	市	30,000		高千穂	町	15,335
	小金井	市	38,616		九度山	町	1,000		串間	市	26,800
	渋谷	区	143,052	鳥取県	鳥取	県	500		えびの	市	24,000
	羽村	市	34,409					鹿児島県	日置	市	41,248
神奈川県	三浦	市	5,000	島根県	雲南	市	44,860		喜界	町	16,323
新潟県	津南	町	13,610	岡山県	岡山	県	385,767		出水	市	55,134
	関川	村	12,482		岡山	市	35,635		鹿児島	県	700
富山県	上市	町	11,160		倉敷	市	111,811		肝付	町	19,310
	魚津	市	17,983		笠岡	市	75,800		さつま	町	30,000
石川県	輪島	市	29,220		瀬戸内	市	37,200	沖縄県	南城	市	2,100
	小松	市	9,556		吉備中央	町	19,160		沖縄	県	700
福井県	福井	市	53,265		備前	市	30,200		那覇	市	200
山梨県	富士吉田	市	30,500		津山	市	61,974		渡名喜	村	4,000
長野県	長野	県	1,200		新見	市	49,600		西原	町	15,223
	小諸	市	31,542		高梁	市	51,911		石垣	市	37,500
	南木曾	町	6,779	広島県	広島	市	158,500				

※太字ゴシックは加盟自治体

加盟自治体

33

非加盟自治体

-7-

120

153 自治体

4,971,947

第3号議案

令和2年度事業計画―(案)―

全世界で未曾有の犠牲者を生み、人類が初めて核兵器の脅威を知ることとなった第二次世界大戦の終結から、本年度で75周年の節目を迎える。

戦後、核兵器による破滅から人類を救うことを目的に、アインシュタインや湯川秀樹などの科学者らが中心となって提唱された世界連邦運動は、国家間の紛争など一国では解決できない地球規模の課題を担う民主的な政府の建設を目指すものとして、これまで多くの先人の英知と不断の努力により展開され歴史を刻んできた。

本年度は、昭和25年10月14日に綾部市で我が国初の世界連邦都市宣言が行われて以来70周年、昭和30年6月9日に当協議会の前身である世界連邦平和都市連絡協議会が開催されて以来65周年にあたる記念すべき年でもある。

今般、新たな脅威として現れた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、これまでの常識や既成概念を覆すとともに、目に見えない病原体に対する人間の無力さを露呈することとなった。加えて、パンデミック（世界的大流行）には、世界が一つになり協力して対峙することの重要性が明らかになった。

こうした中で、当協議会は、世界の恒久平和の実現はもとより、環境問題や災害・感染症対応など、共通する課題の解決に向け国家の利害を超えて取り組むためにも、新たな秩序である世界連邦建設の必要性や期待が高まっていると捉えており、加盟自治体や関係機関との団結や連携を一層深め、世界連邦思想の普及啓発など積極的な活動の展開に努める。

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

- (1) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』を発行する。
- (2) 啓発リーフレットの活用やホームページの管理運営などにより、世界連邦思想の普及や当協議会の活動の周知を図るとともに、積極的な情報発信に努める。
- (3) 世界連邦運動の情報提供のため、世界連邦運動協会発行の機関誌『世界連邦Newsletter』を購入、配布する。
- (4) 同協会主催の世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加を促進する。

2 当協議会の活性化

- (1) 世界連邦推進事業交付金制度を周知するなど、加盟自治体等が行う世界連邦・平和推進事業の活性化を図る。

令和2年度は、以下の事業の支援に充てる。

瑞穂町 世界連邦事業・渋谷敦志写真展（町制80周年記念平和事業）

福知山市 戦後75周年記念事業・人権を考える市民のつどい講演会

- (2) 当協議会のホームページや自治体協新聞、啓発リーフレット等を活用し、加盟自治体間の情報共有を図るとともに、他の平和関係団体との連携を進める。
- (3) 当協議会の組織拡大に向け、未加盟の世界連邦宣言自治体等に対し加盟を呼び掛ける。

3 世界平和と難民救済のための自治体職員 1 人 1 0 0 円募金運動

募金は国連 U N H C R 協会と日本ユニセフ協会へ寄託するとともに、世界連邦・平和推進事業や中東和平に向けた取組等に役立てるため、世界連邦推進事業基金に積み立てる。

4 関係団体との連携促進

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等に協力し合う。

第4号議案

令和2年度収支予算(案)

(自) 令和2年4月 1日
(至) 令和3年3月31日

■収入の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
負担金	789,000	787,000	2,000	2県、38市区、14町 計54自治体
繰越金	246,374	335,673	△ 89,299	前年度から
繰入金	1,400,000	5,400,000	△ 4,000,000	世界連邦推進事業基金
雑収入	626	327	299	預金利子等
合計	2,436,000	6,523,000	△ 4,087,000	

■支出の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
事務消耗品費	50,000	20,000	30,000	事務用品等
通信費	90,000	60,000	30,000	郵便料等
事業費	1,400,000	5,400,000	△ 4,000,000	世界連邦推進事業交付金 募金等事務経費
会議費	350,000	400,000	△ 50,000	理事会・総会関係経費
旅費・交通費	200,000	200,000	0	事務局旅費等
情宣費	320,000	320,000	0	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営 啓発リーフレット増刷・配布等
負担金	20,000	120,000	△ 100,000	事業参加等経費
予備費	6,000	3,000	3,000	
合計	2,436,000	6,523,000	△ 4,087,000	

世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
8,911,214	1,501,000	1,400,000	9,012,214

当年度積立 1,500,000円 世界平和・難民救済募金から
1,000円 預金利子

当年度取崩 1,400,000円 本会計に繰り入れ事業費に充当

役 員 名 簿

(令和2年6月3日)

役職名	自治体名 (都道府県)	首 長 名
会 長	綾部市 (京都府)	山 崎 善 也
副会長	武蔵野市 (東京都)	松 下 玲 子
	金沢市 (石川県)	山 野 之 義
	焼津市 (静岡県)	中 野 弘 道
理 事	成田市 (千葉県)	小 泉 一 成
	青梅市 (東京都)	浜 中 啓 一
	小金井市 (東京都)	西 岡 真一郎
	福生市 (東京都)	加 藤 育 男
	輪島市 (石川県)	梶 文 秋
	宇治市 (京都府)	山 本 正
	兵庫県 (兵庫県)	井 戸 敏 三
	神戸市 (兵庫県)	久 元 喜 造
	岡山市 (岡山県)	大 森 雅 夫
	広島市 (広島県)	松 井 一 實
	松山市 (愛媛県)	野 志 克 仁
	新居浜市 (愛媛県)	石 川 勝 行
監 事	三鷹市 (東京都)	河 村 孝
	亀岡市 (京都府)	桂 川 孝 裕

(任期2年：令和元年度～令和2年度)

歴 代 会 長

自治体名	会 長 名	期間 (年月)
綾 部 市	長 岡 誠	昭和30年6月
松 江 市	熊 野 英	昭和30年
広 島 市	渡 辺 忠 雄	昭和31年
亀 岡 市	大 槻 嘉 男	昭和32年
岡 山 県	三 木 行 治	昭和33年4月 ～ 昭和40年11月
尼 崎 市	薄 井 一 哉	昭和40年11月 ～ 昭和41年11月
広 島 市	浜 井 信 三	昭和41年12月 ～ 昭和42年8月
	山 田 節 男	昭和42年8月 ～ 昭和50年11月
岡 山 県	長 野 士 郎	昭和50年11月 ～ 昭和61年10月
渋谷区	天 野 房 三	昭和61年10月 ～ 昭和62年7月
神奈川県	長 洲 一 二	昭和62年7月 ～ 平成7年8月
綾 部 市	谷 口 昭 二	平成7年8月 ～ 平成10年1月
	四 方 八洲男	平成10年2月 ～ 平成22年1月
	山 崎 善 也	平成22年2月 ～ 現在

世界連邦宣言自治体全国協議会 加盟自治体

(北海道)	(東北)	(関東)	(中部)	(近畿)	(中国)	(四国)	
北海道 1	山形県 1	千葉県 1	石川県 4	滋賀県 1	岡山県 7	愛媛県 4	
倶知安 町	天童 市	成田 市	金沢 市	大津 市	岡山 県	松山 市	都道府県 2
小計 1	福島県 1	東京都 13	輪島 市	京都府 5	岡山 市	新居浜 市	市区 38
	国見 町	千代田 区	川北 町	福知山 市	倉敷 市	大洲 市	町 14
	小計 2	文京 区	内灘 町	舞鶴 市	笠岡 市	内子 町	村 0
		台東 区	山梨県 1	綾部 市	瀬戸内 市	高知県 2	
		渋谷 区	身延 町	宇治 市	早島 町	高知 市	
		豊島 区	長野県 1	亀岡 市	吉備中央 町	四万十 町	
		八王子 市	小諸 市	大阪府 1	広島県 2	小計 6	
		武蔵野 市	静岡県 1	豊中 市	広島 市		
		三鷹 市	焼津 市	兵庫県 2	府中 町		
		青梅 市	藤枝 市	兵庫 県	小計 9		
		小金井 市	小計 8	神戸 市			
		福生 市		和歌山県 4			
		羽村 市		和歌山 市			
		瑞穂 町		かつらぎ 町			
		神奈川県 1		高野 町			
		横浜 市		湯浅 町			
		小計 15		小計 13			
							合 計 54

総 会 開 催 状 況

ブロック	開 催 地
北 海 道	
東 北	秋 田 市＝平成2年 福 島 市＝平成8年
関 東	渋 谷 区＝昭和56・62年、平成7年 文 京 区＝昭和61年 横 浜 市＝平成元年 武蔵野市＝平成10・24年 千代田区＝平成13年 小金井市＝平成20年・27年 三 鷹 市＝平成29年 成 田 市＝令和元年
中 部	金 沢 市＝昭和55年、平成19・21年 蒲 郡 市＝昭和60年 焼 津 市＝平成4・25年
近 畿	大 津 市＝昭和54年 綾 部 市＝平成5・12年 京 都 市＝平成15・18・22・23年 (主催15宇治、18亀岡、22・23綾部) 宇 治 市＝平成28年 亀 岡 市＝平成30年
中 国	岡 山 市＝昭和51・52・53・63年、平成6・16年 広 島 市＝昭和57年（平成26年＝中止） 高 梁 市＝平成11年
四 国	新居浜市＝昭和59年 徳 島 市＝平成14・17年
九 州	長 崎 市＝昭和58年、平成3年 熊 本 市＝平成9年
そ の 他	書面総会＝令和2年

（昭和51年～令和2年）

世界連邦宣言自治体全国協議会規約

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じた世界連邦思想の普及
- (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開
- (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進
- (4) 研究会、講習会の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 会長及び副会長は、総会において互選する。
- 3 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は、会長がこれを定める。
- 4 役員の任期は、2年とする。
- 5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、これを代理する。
- 7 理事は、理事会において会長が定める案件を審議する。
- 8 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

(総会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし、書面により開催することができるものとする。

3 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項ただし書の場合は、書面により提出された可否の過半数で決するものとする。

4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

5 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、その代理者を出席させることができる。

6 総会は、会長が定める重要案件を議決する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、会長がこれを招集する。

2 理事会は、会長が定める案件を審議、決定にあたる。

3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第10条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は、別表のとおりとする。

(予算の議決)

第11条 本会の毎年度歳入歳出予算は、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第12条 本会の決算は、総会に報告するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、会長の属する自治体に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

(その他)

第14条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、令和元年8月23日から施行する。

別表（第 10 条関係）

自治体の分担金

区 分		分 担 金 額
都 道 府 県		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口 50 万人以上	25,000円
	30 万人以上 50 万人未満	20,000円
	20 万人以上 30 万人未満	18,000円
	10 万人以上 20 万人未満	13,000円
	5 万人以上 10 万人未満	10,000円
	5 万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円